

日常生活における人権意識の高揚と実践を

感染症と人権

あった
～温か笑顔の東温市～

人権尊重のまちづくり



東温市立南吉井小学校 3 年 宮岡 煌太



感染症とは何か



01 感染症とは？

私たちは、微生物とともに生きています。健康な人でも、皮膚、口の中、鼻の中、のど、気管、胃腸などにさまざまな微生物がいます。微生物の多くは人に何の害も与えることなく、むしろ消化や生理的な働きを助けるなど、私たちの身体と共存しています。

しかし、なかには人の身体に害をもたらし、病気を引き起こす微生物もあります。これを**病原体**といい、それが身体に入り増えた状態を**“感染”**といいます。そして、身体のある部分が痛んだり、腫れたり、熱が出たりといったなんらかの症状がある状態が**“感染症”**です。ただし、感染が成立しても症状が出ないことがあります。これを**不顕性感染**といいます。症状がないのに検査で病原体が検出されることがあり、このような人を**“無症状病原体保有者”**といいます。

また、病原微生物が、身体の中に入り、症状が出るまでの期間を**“潜伏期間”**といいます。病原微生物の種類によってその期間の長短は、分単位から年単位までさまざまです。

02 病原微生物の種類

①細菌

大きさは1～5 μm （マイクロメートル：1000分の1mm）程度で、形状は球形・桿状・らせん状などのものがあります。

栄養分や温度などの条件が合えば、自分の力で増殖していくことができます。つまり温室等に放置することで食品等の中で増殖できるということで、いわゆる食中毒が細菌によるものが多いのは、このためです。

例）サルモネラ菌などの食中毒、腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26等）A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、百日咳、とびひ、結核など

②ウイルス

大きさは10～400nm（ナノメートル：100万分の1mm）程度で、電子顕微鏡でないと確認できない大きさです。栄養分等で自ら増殖することはできず、人間などの生きた細胞の中でのみ増殖していきます。つまり食品中では増殖しないということになります。

例）麻しん、水痘、風疹、流行性耳下腺炎、手足口病、インフルエンザ、咽頭結膜熱、ウイルス性肝炎、突発性発疹、伝染性紅斑、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）、RSウイルスなど

③その他

例）オウム病、性器クラミジア感染症、つつが虫病、日本紅斑熱、梅毒、ライム病、白癬、カンジダ症、マラリア、アメーバ赤痢、蟯虫、回虫、アニサキス、アタマジラミなど

03 感染経路

①空気感染

感染している人が咳やくしゃみをした際に、口から飛び出した飛沫が乾燥し、その飛沫核となっている病原体が感染性を保ったまま空気の流れによって拡散し、近くの人だけでなく、同室にいる人もそれを吸い込んで感染します。

●主な病原体：結核菌、麻しんウイルス、水痘、带状疱疹ウイルスなど

②飛沫感染

感染している人が咳やくしゃみをした際に口から飛ぶ、病原体がたくさん含まれた飛沫を、近くにいる人が吸い込むことで感染します。飛沫が飛び散る範囲は1～2mです。

なお、飛沫感染するものは、接触感染も起こります。

●主な病原体：百日咳菌、インフルエンザ菌、マイコプラズマ、風しんウイルスなど

③接触感染

感染源である人に触れることで伝播する直接接触感染（握手、だっこ、キス等）と、汚染されたものを介して伝播する間接触感染（ドアノブ、手すり、遊具等）があります。

●主な病原体：黄色ブドウ球菌、腸管出血性大腸菌、RSウイルス、ノロウイルス、水痘、带状疱疹ウイルスなど

④経口感染

腸管出血性大腸菌やノロウイルス、ロタウイルスなどは、病原体を含む水や食べ物を介して感染します。赤痢やコレラ等も経口感染といえます。

いわゆる食中毒は経口感染といえます。給食や食品の取り扱いに関する通知等を踏まえた適切な衛生管理が必要です。

また病原体を含む糞が手指を介して口へ入る経路を特に糞口感染と言います。

●主な病原体：黄色ブドウ球菌、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、赤痢菌、ノロウイルス、ロタウイルスなど

⑤その他

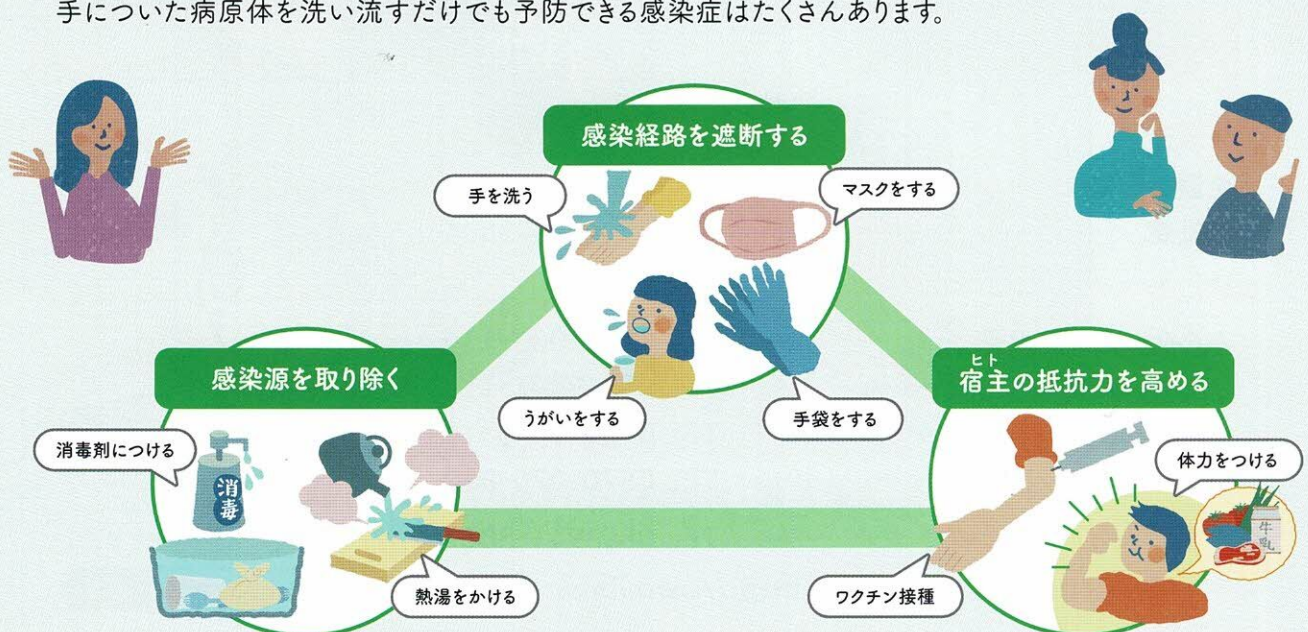
血液感染や塵埃感染、昆虫や節足動物（蚊、ノミ、ダニ、シラミ等）を介して感染することもあります。

04 感染予防・制御

感染するしくみは、①感染源（病原体）、②感染経路、③感受性のある人（感染する可能性のある人）の3つが必要です。

そのため、感染拡大を防止するには、感染源、感染経路、感受性のある人、いずれかの段階で広がり遮断することが必要になります。ただし病原体をなくすことは非常に困難な場合が多く、一般的ではありません。そこで感染経路を遮断することが最も重要な感染予防策になります。また人の感受性をなくす、つまり感染防御機能を増強することも、基本的な感染予防になります。

手についた病原体を洗い流すだけでも予防できる感染症はたくさんあります。



感染症等の人権問題

患者や感染者への差別

HIV感染・エイズやハンセン病・新型コロナウイルス感染症などでは、その病気に対する正しい知識や理解がないために、患者や感染者、さらに家族が差別されることがあります。感染症に対する正しい知識と理解を深めることや感染者・患者のプライバシーに配慮することが必要です。

(1) ハンセン病元患者やその家族への人権侵害

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症で、治療薬がない時代には皮膚や手足が変形を起したり、治っても失明など後遺症や、外見上に変形が生じることがありました。しかし、現在では有効な薬剤で100%完治する病気になり、早期発見・治療により後遺症も全く残りません。

長期にわたる隔離政策のために「怖い病気」という誤ったイメージが根強く残り、元患者の方々は、違憲判決が出されて、国の対策の誤りが認められた現在も家族と暮らせない、実名を名乗れない、故郷の墓に埋葬してもらえないなどの苦難を強いられています。

(2) HIV感染者への人権侵害

HIVに感染したことが原因となり、身体の免疫力が低下することによって、様々な感染症や悪性の腫瘍など合併した状態がエイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）です。HIVは感染力が非常に弱く、感染経路も①性的接触、②血液感染、③母子感染に限られており、日常生活の中で感染する可能性はほとんどありません。

しかし、HIVに感染した患者やその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

どう行動するかを決めるのも、あなたの大切な人権です。

ただし、患者や元患者の方、その家族、その方たちに関わるみなさんに思いを寄せ、

感染症への正しい知識を持って判断しましょう。

誰もが幸せに暮らせる社会づくりを目指しましょう！



人権に関する相談先

■東温市

生涯学習課 TEL 089-964-1500
福祉館 TEL 089-966-3306

■松山地方法務局

みんなの人権110番 TEL 0570-003-110
子どもの人権110番 TEL 0120-007-110
いじめ相談ダイヤル24 TEL 0120-0-78310
女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810

■愛媛県人権啓発センター TEL 089-941-8037

■インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>



東温市イメージキャラクター
いのとん

インターネット人権相談 検索